

10 月 NEWS

【1】 税制情報

2020 年も 10 月を迎え、年末に向けて年末調整の準備を行い始めた方もおられると思います。「令和 2 年分」の年末調整は、平成 30 年度税制改正大綱と令和 2 年度税制改正大綱の影響を受け、例年の年末調整とは大きく変更されている箇所がございます。そこで、今回は令和 2 年分の年末調整に関わる変更点について概要をご説明します。

① 給与所得控除の引き下げ

給与所得控除額が以下のとおり変更されます。

- 一律 10 万円ずつの引き下げ
- 上限額の適用される収入金額が「1,000 万円超」から「850 万円超」に引き下げ
- 上限額については、220 万円から 195 万円に引き下げ

② 基礎控除の引き上げ

基礎控除は、全ての納税者に対して適用されるもので、令和元年以前は全ての納税者に対して一律 38 万円が控除されていましたが、税制改正に伴い、基礎控除に適用要件が設定された上で、基礎控除の額が最大 48 万円に引き上げられることになりました。

③ 所得金額調整控除（子ども等）の創設

上記①の変更により、令和 2 年度の年末調整から実質的に税負担が増えるため、収入が 850 万円を超える納税者への救済策として、子育てや介護に対する所得金額を調整する制度が新設されています。

▶参考 国税庁「所得金額調整控除に関する F A Q（源泉所得税関係）」

④ 扶養親族等の合計所得金額の要件等の見直し

配偶者・扶養親族など合計所得金額要件の見直しは「給与所得控除の引き下げ」における影響を考慮した措置となります。それぞれ合計所得金額の変更にご注意ください。なお、収入が給与のみの納税者については、特に影響はございません。

⑤ 「寡妻（夫）控除」の見直し・「ひとり親控除」の新設

改正前は、同じひとり親の場合でも未婚のひとり親に対しては「寡婦（寡夫）控除」の対象になっていませんでした。「未婚のひとり親」「男女の扱い」に対する、公平な税制支援を目指し、「ひとり親控除」が税制改正にて新設されました。

◎「ひとり親控除」の新設

合計所得金額が 500 万円以下の（未婚者を含む）ひとり親の場合、申告する本人が男性か女性かによらず、一律で **35 万円**が控除されます。

◎ 寡婦（夫）控除の見直し

上記により、従来、合計所得金額が 500 万円以下の男性のひとり親（未婚を除く）が対象だった「寡夫控除」は、「ひとり親控除」に吸収されることになりました。また、「特別の寡婦」もなくなっています。そして、改正後の「寡婦」とは、ひとり親に該当しないものをいいます。

合計所得金額が 500 万円以下で、従来の「扶養する子がない場合の寡婦」に該当する女性は、「寡婦控除」として **27 万円**が控除されることとなります。

▶参考 国税庁「ひとり親控除及び寡婦控除に関する F A Q（源泉所得税関係）」

以上、年末調整の変更点についてご説明したように、令和 2 年度の年末調整は変更点が多く大変だとは思いますが、詳しい内容については担当者にお尋ねください。

【2】10月の主な税務

10月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
10月12日	9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11月2日	8月決算法人の確定申告
	2月決算法人の6月ごとの期間短縮に係る確定申告
	2月、5月、11月の決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	消費税の年税額が48万超400万円以下の2月決算法人の中間申告
	消費税の年税額が400万超4,800万円の以下2月・5月・11月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の7・8月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

【3】スタッフの一言

10月に入り気候は秋めいてきましたが、1日の気温の寒暖差もあり体調管理が難しいため、風邪などひかずお体にご自愛ください。

担当 水城 寛司